

第51回 大江戸活粋^{かつき}パレード

日本橋・京橋まつり

「第16回 諸国往来市」出店のご案内

拝啓 新緑の候皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび令和6年10月27日（日）に「第51回 日本橋・京橋まつり」を開催する運びとなりました。
毎年恒例の日本橋・中央通りを使った、2,000人が参加する大パレードの共催として、五街道の起点であるここ日本橋で、本年も日本全国の特産品を一堂に集めた「第16回 諸国往来市」を開催いたします。

毎年80,000人以上のお客様が訪れるイベントとして、貴社の商品の販売の場としてはもちろん、商品のPRの場としてもご活用いただける物産展です。

他のイベント出店と比べても費用対効果は非常に高く、ご満足いただけるものと自信を持ってお勧めいたします。

ご検討のほどお願い申し上げます。

皆様のご出店を心よりお待ちしております。

令和6年6月吉日

日本橋・京橋まつり実行委員会

《お申し込み・お問合せ》

日本橋・京橋まつり実行委員会 諸国往来市担当
株式会社オフィスニート 山崎・大南・林
〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿1-24-14 EXOS恵比寿3F
TEL : 03-3447-6363 / FAX : 03-3447-6868
MAIL : nikkyo_matsuri@office-neat.co.jp

第51回 日本橋・京橋まつり 諸国往来市

S H O K O K U O R A I M A R K E T

80,000人の来場者で賑わう日本橋・京橋まつりに

あなたの地域の特産品を出店してみませんか？

諸国往来という名の通り、全国の様々な美味しいモノが集まる物産店です。

出店団体 大募集！

- 開催日程 : 2024年10月27日(日) / 時間 9:30~17:00(予定)
- 開催場所 : 東京都中央区日本橋1丁目付近 ※国分ビルと栄太楼ビルの間スペース
- 主催 : 日本橋・京橋まつり実行委員会(東京中央大通会、室町大通会)
- 特別協賛 : (株)三越伊勢丹、(株)高島屋、三井不動産(株)、東京建物(株)、東京駅八重洲大地下街商店会、(公財)東京都道路整備保全公社、清水建設(株)、戸田建設(株)
- 協力 : 地元各町会、名橋「日本橋」保存会、日本橋北詰商店会、日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会
- 後援 : 中央区、東京商工会議所中央支部、中央区観光協会
- 東京中央大通会 会員 :
 あいおいニッセイ同和損害保険(株)／赤木屋ホールディングス(株)／熱海市インフォメーションセンター
 (株)イトーキ／伊場仙／(株)栄太楼總本舗／(株)越前屋／MS&ADビジネスサポート(株)／(株)大林組
 鹿島建設(株)／柏原紙商事株式会社／(株)加藤ビルディング／鑑古堂(株)／(株)木村屋
 (株)京橋千足屋／(株)きらぼし銀行 日本橋支店／(株)金鳳堂／漆器の店 黒江屋／(株)コーセー
 国分グループ本社(株)／サンフロンティア不動産／清水建設(株)／旬味 京橋本店
 (株)証券ジャパン日本橋本店／すき家本部(すき家 京橋一丁目)／スターツコーポレートサービス(株)
 住友不動産(株)／損保ジャパン日本興和(株)／個室会席 北大路 八重洲茶寮／(株)高島屋日本橋店
 (株)竹中工務店／中央区観光情報センター／CHIRIRI 京橋店／東京建物(株)／東京中央専門店会
 (公財)東京都道路整備保全公社／東神開発(株)日本橋営業部
 東和フードサービス(株)椿屋珈琲店 八重洲茶寮／戸田建設(株)東京支店／とらや日本橋店／日本橋西川
 (有)西勘総本店／(株)西勘本店／日本土地建物(株)／日誠不動産(株)／日本橋プラザ(株)
 野村證券(株)／(株)パイロットコーポレーション／(株)榛原／パラマウントベッド(株) スマートスリープストア東京
 ファーコス薬局 京橋／(株)プリチストン／ベストアニバーサリー／(株)マツオカ／(株)丸善ジュンク堂書店
 (株)みずほ銀行京橋支店／(株)三井ガーデンホテル京橋／三井不動産(株)
 (株)三菱UFJ銀行日本橋中央支店／明治安田生命保険 相互会社 千代田支社／(株)明治屋
 メルクロス(株)／(株)モリイチ／八重洲地下街(株)／柳屋ビルディング(株)／(株)山形屋海苔店
 (株)山本山／ヤンマー(株) 東京支社

- 室町大通会 会員 :
 つづれ屋／一越／三越／大和屋／レストラン室町東洋／伊勢定／天野歯科／山本海苔店
 スルガ銀行東京支店／八木長本店／東京シティ信用金庫／神茂／日本橋貝新／文明堂日本橋店
 マンダリン・オリエンタル東京／三井不動産／三井住友信託銀行／東レ／千足屋總本店／メガネのバリミキ
 新生銀行／にんべん／タロー書房／日本橋案内所／木屋／デンカ(株)／中外製薬／ヘアサロン大野
 タナチョー／上野精養軒／野村不動産

五街道から集まった、粋な演舞の日本橋 「第51回 日本橋・京橋まつり 大江戸活粋（かつき）パレード」

開催日程：10月27日(日) 11:00～15:00

開催場所：中央通り（京橋3丁目～日本橋室町3丁目）

日本橋・京橋まつり実行委員会は、日本橋上を通過する唯一のパレードで、今年で第51回目となる「日本橋・京橋まつり」を10月27日(日)に実施致します。

五街道の起点である日本橋のメインストリート中央通りを約2,000名が埋め尽くす一大パレード。

京橋から日本橋にかけて中央通りで行われるパレードの他、お国自慢の名産品などの市も開催され、日本橋の秋の祭典を華やかに盛り上げます。

2023年度は約8万人が来場した「日本橋・京橋まつり」。今年も日本橋・京橋の“粋”を発信いたします。

第51回 日本橋・京橋まつり 大江戸活粋パレード」主なイベント」

- 「オープニングセレモニー」（11:00頃 中央通り京橋2丁目付近）
中央区区長、テープカットによる華やかなオープニングセレモニー。
- 「オープニングパレード」（11:20頃 中央通り京橋2丁目付近よりスタート）
日本橋、京橋の地元団体、管公署関係団体などによる豪華パレード。
- 「諸国往来パレード」（11:50頃 中央通り京橋2丁目付近よりスタート）
日本全国から集まった伝統的な祭り、踊りが集まり繰り広げる華やかな演舞パレード。
- 「第16回 諸国往来市」（9:30～17:00 日本橋一丁目西河岸地蔵尊通り）
五街道の起点である日本橋において、各地の名産品の販売会。

※内容は現在の予定です。時間等変動の可能性あります。



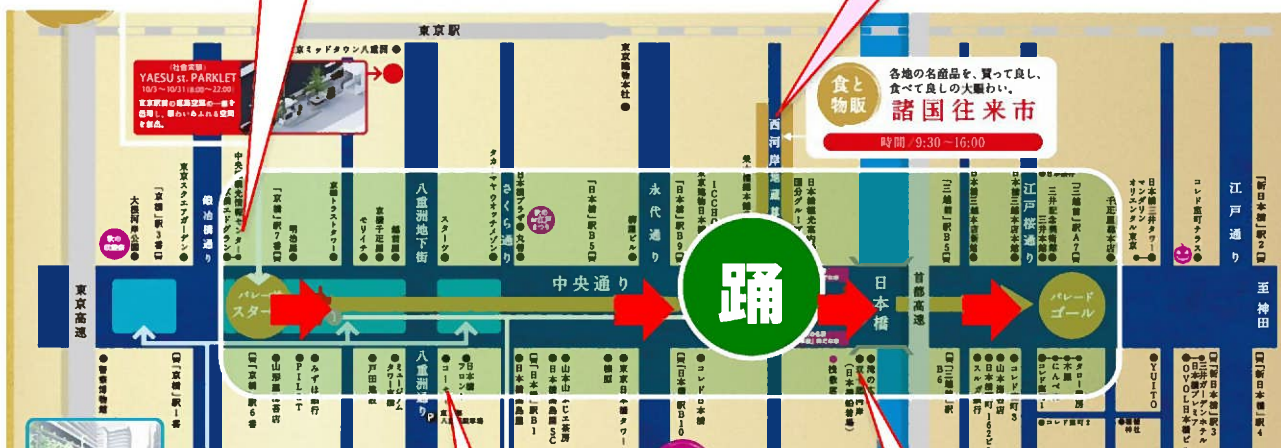
コース図および諸国往来市開催場所

当日は、中央通り京橋と日本橋の間を11:00～15:00の時間道路閉鎖し、イベントを実施いたします。

オープニングパレード



諸国往来市



諸国往来定点演舞



諸国往来パレード

- エントリーについて : ・日本各地の特産品販売事業主
・反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴集団、その他これに準ずるもの）の参加はできません。
- 出店内容 : 日本各地の特産品などの販売事業主
物品販売・飲食販売・観光PR等
※飲食を提供する場合、所轄保健所の営業許可が必要です。
- 出店料 : **55,000円（税込）**
※開催日1カ月前までにご入金いただくことが出店条件となります。
※ご入金が確認できない場合、出店を中止させていただくことがございます。
※ご入金頂いた出店料は、返金いたしません。
※出店料には、以下項目が含まれます。
- ブース仕様 : <基本セット>
・テント 1 張（3,600mm×1,800mm）
・平台 2 台（1,800mm×600mm）
・イス 4 脚
・出店名看板 1 枚
・電源 1 口（1,500Wまで可）
※仕様は変更になる場合がございます。
その他、必要な機材や備品等、運搬搬出等にかかる費用は自己負担となります。
※水道のご利用に関しては、指定の場所からご利用下さい。
- スペース : 使用できるスペースは上記テント内スペースとなります。
1 張以上の出店も可能です。ご希望の場合は希望数を出店申込書にご記入の上お申込みください。
- 営業時間 : 営業開始時刻 27日(日) 9：30～17：00
- 搬入・搬出 : 搬入時間 27日(日) 8：00～9：30
※会場内への車両の乗り入れは開催の10分前までとなります。
搬出時間 27日(日) 17：00(予定)～19：00
※来場者落ち着き次第搬出開始
※搬出・撤収は20：00までに完了してください。
- 申込方法 : 出店規約(P6～P8)をよくお読み頂いた後、最終ページの出店申込書に必要事項をご記載の上、お申込みください。

応募締め切り日
2024年6月28日(金) 必着

6月28日(金)

出店申込締切日

※本出店募集要項に定める条件および各規約を確認し、
内容を了承の上、お申込みください。

7月19日(金)まで

出店可否ご連絡

8月中旬～8月30日(金)

出店位置決め「ネットあみだ」応募期間

※ネット上にご投票いただくあみだくじです。

9月上旬～

出店費に関するご請求書発行・送付

9月27日(金)

出店費お支払い期限

※ご入金が確認できない場合、出店を中止させていただく場合がございます。

9月27日(金)

必要提出書類(警察署・保健所)提出期限

※道路使用許可証、臨時出店届など

10月27日(日)

日本橋・京橋まつり 諸国往来市 実施当日

1. 規約の遵守及び履行

- (1) 本規約は、主催者である日本橋・京橋まつり実行委員会（以下「実行委員会」という）が運営する「第16回諸国往来市」（以下「本イベント」という）における出店条件について規定します。出店者は、実行委員会より提出された「出店マニュアル」の記載内容を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと実行委員会が判断した場合、実行委員会は、その時期を問わず出店申し込みの拒否、出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更を命じることができ、出店者はそれに従います。なおこの場合、出店者から実行委員会に支払われた「出店料」「オプション備品レンタル費」は返還いたしません。また実行委員会は、出店取り消し・仮設物・出店品の撤去・変更によって生じた出店者及びその関係者の損害について一切の責めを負わないものとし、補償もいたしません。
- (2) 出店者は、出店者ならびにその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に規定する団体（暴力団、その他反社会勢力）、その構成員または準構成員でないこと、またそれらの団体、その構成員または準構成員から資金供与を受けたり、それらの者が自己の経営に関与していないことを保証するものとします。そのような事実が発覚した場合は、出店を取り消しさせていただきます。

2. 出店内容について

- (1) 出店については、出店希望者からの出店申込書に基づき、実行委員会が判断/決定を行うものとします。出店希望者は、本規約その他の実行委員会から提示される資料に同意のうえ申し込みを行うものとします。
- (2) 出店希望者は、実行委員会から資料の提出を求められた場合は、速やかに提出します。
- (3) 「第16回諸国往来市」当日、実行委員会が、出店者の出店内容がお申し込みの内容と異なると判断する場合や、本イベントの趣旨にそぐわないと判断した際は、出店を取り消す場合がございます。なおこの場合、出店者から実行委員会に支払われた「出店料」「オプション備品レンタル費」は返還いたしません。
- (4) 出店希望者は、出店内容に変更が生じた場合は速やかに実行委員会まで連絡するものとします。

3. 出店場所

- (1) 出店スペースは、実行委員会が区割りし、ネットによるあみだくじにより決定いたします。決定した出店スペースは実行委員会より出店者にお知らせいたします。実行委員会は、実施する現地の状況や円滑な運営のため、予告なく出店場所の変更をお願いする場合があります。出店者はそれに従います。なお出店者は決められた出店スペース以外での営業・店示を行うことは出来ません。なお、空き箱や荷物を預かることのできる場所はなく荷物はすべて出店スペース内に納めることとします。
- (2) 出店者は、確定した出店スペースの全部または一部を有償・無償に拘わらず、転貸・売買・交換・譲渡することはできません。

4. 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出の時間や方法は、あらかじめ実行委員会がお知らせした搬入搬出の時間・方法に従ってください。路上駐車、搬入搬出時間待ちの周辺道路への駐停車、指定された方法以外での搬入・搬出は厳禁とします。
- (2) 搬入搬出時間は会場の都合や天候によって変更になる場合があります。実行委員会スタッフの指示に従い安全にかつ、速やかに行ってください。撤収は遅延のないよう余裕をもって作業してください。撤収作業が遅い、会場内に車を留め置きする時間が長い、指定された時間内に搬入搬出ができない、実行委員会スタッフの指示に従わない、危険な運転をする等、円滑で安全な運営に支障があると実行委員会が判断した場合、その時期や時間に関らず、実行委員会は出店スペースの移動を命じることができ、出店者は実行委員会の指示に従います。実行委員会は、それによって生じた出店者及びその関係者の損害を補償しません。

5. 店示等に関して

- (1) 出店者は屋外であることを考慮し自己の責任において強風等を想定して配布物及び商品等を管理し、店示等を行います。なお出店者による出店スペース内の店示物を床、樹木、看板等の会場内設備にロープ、テープ等で固定することはできません。また、表示看板を隠すこととなるような商品の陳列もできません。出店スペースをはみ出している出店は禁止ですので、出店スペースの境界線は厳守してください。
- (2) 出店者は、出店者及びその関係者の不注意などによって、会場内でのぼり・立て看板等の強風その他の理由により来場者及び他の出店スペース関係者への傷害などに対する損害については、直ちに賠償するものとします。

6. 禁止行為について

- (1) 出店者は、法規及び一般常識、マナー、適用される防火及び安全にかかわる全ての規則、行政指導を遵守し、景観を損ねたり、風紀を乱す行為の禁止についても厳守します。また、次の行為は禁止されています。
 - ・通路や本会場外等の出店スペース以外での店示・宣伝
 - ・騒音・悪臭・通行妨害・強引な客引きや販売、来場者や他の出店者への威圧・暴力・暴言等、悪質な迷惑行為
 - ・他者の販売や買物を不当に妨げるような行為
 - ・本規約及び実行委員会発行の書類に記載された注意事項を守らない行為
 - ・実行委員会スタッフの誘導・指導に従わない等の行為
 - ・登録・出店の申込内容に虚偽の事項を記載する行為
 - ・出店場所（スペース）の第三者への譲渡・売買
 - ・公序良俗に反する商品（アダルト商品・著しい暴力表現を含むメディア等）等の販売・掲示
 - ・違法な商品（著作権肖像権を侵害するような商品・ブランドコピー商品・海賊版メディア・その他人体に悪影響を及ぼす可能性のある物等）の販売・掲示
 - ・集会・演説・勧誘等の行為
 - ・介助者及び盲導犬以外の動物（ペット）の持ち込み
 - ・喫煙場所以外での喫煙
 - ・申請のないガス・石油等の裸火の使用
 - ・違法な薬物、危険物、大量の可燃物（マッチ・オイル等）の持ち込み
 - ・ドローン（無人航空機）の持ち込み
 - ・持ち込んだ物やごみを持ち帰らず放置する行為
 - ・出店者及びその関係者の会場内における飲酒等による泥酔・酩酊状態などの迷惑行為
 - ・政治・宗教活動、政治・宗教の宣伝・勧誘等
 - ・その他、実行委員会が不適当であると判断する行為
- (2) 6-(1)に記載する禁止行為が発覚し、その内容が悪質な場合や制止・改善要求を聞き入れられない場合は、実行委員会が出店停止または出店取消の措置を行います。なお、禁止行為により出店停止または出店取消となった場合、開催前・途中に拘わらず実行委員会は当該出店者にいかなる返金、またはその他店示費用負担等一切の責を負わず、また、「出店料」「オプション備品レンタル費」は返還いたしません。
- (3) 出店者は、特定の企業・団体・個人・他の出店者あるいは出店物を非難・攻撃をきたす恐れのある店示や行為であると実行委員会が判断した場合、実行委員会の指示に従い、その店示もしくは行為を中止しなければなりません。この場合、実行委員会は当該出店者にいかなる返還、またはその他店示費用負担等一切の責を負わないものとします。

7. トラブル・事故の責任等

- (1) 実行委員会の責めに帰すべき事由によらず出店者に生じた損害について、出店者は、実行委員会に何らの請求も行わないものとします。
- (2) お客様との取引上発生する問題に対しては、出店者の責任において解決していただくことが原則です。
- (3) 出店者とお客様との間の金銭のやり取り、商品の売買に関して、実行委員会は責任を負いません。両方で誠意と責任をもって行って下さい。
- (4) 出店者が販売した商品及び出店スペースでの事故・トラブルに対しての責任は、すべて出店者に帰します。実行委員会では一切の責任を負いません。
- (5) 会場内での盗難・トラブル及び事故等に関しては、出店者の責任となります。実行委員会は一切の責任を負いません。
- (6) 不審者や不審物を見かけたり、盗難等の被害にあった場合は速やかに実行委員会にお知らせください。
- (7) 出店者は、出店者またはその従業員によって会場内で生じた人に対する傷害等に対する損害について、出店者の責任においてただちに賠償するものとします。
- (8) 出店者またはその従業員によって会場内の備品、案内表記その他の設備や自然物等に破損や損傷（床・壁面への粘着テープ等使用で塗装面の損傷を含む）が生じた場合は、当該出店者は、速やかに回復に努めていただくようお願いいたします。実行委員会が当該出店者に代わってこれを実施したときは、その回復に要した費用を当該出店者に請求いたします。

8. イベント開催の変更・中止について

実行委員会は、天災その他不可抗力により、本イベントの日程を変更、継続困難となり開催を中断または開催を中止することがあります。実行委員会および実行委員会は、これによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利益な事態に対する一切の責任を負わないものとします。またその場合、「出店料」「オプション・備品レンタル費」の返還は致しかねます。あわせて出店者は、宿泊費・交通費等本イベントへの参加に際し負担した費用に関し、実行委員会に何らの請求も行わないものとします。

9. 免責

- (1) 実行委員会は、開催中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負いません。
- (2) 実行委員会は、会場の管理・保全について事故防止に細心の注意を払いますが、商品、出店物、資材等に生じた盗難、紛失、破損や出店者がスペースを使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失または損害について一切の責任を負わないものとします。

10. 出店申込書登録情報

- (1) 実行委員会は、出店者より申請された出店申込書に記載の登録情報(個人情報)を、法令等に従い適切に取り扱うとともに、厳重に管理します。
- (2) 実行委員会は、原則として、法令に定める場合を除き、登録情報(個人情報)を本イベント関係のみに使用することとし、また第三者に対しても提供いたしません。

11. 準拠法、合意管轄本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. 規約の変更・承諾

実行委員会は、出店者の事前の了承を得ることなく実行委員会の判断で本規約の全て、または一部を必要に応じて変更できるものとし、出店者はこれに同意します。出店者は、本規約が変更された場合にはそれに従うことに同意します。なお、その都度、出店者に個別のご連絡はいたしませんので、最新の規約をご確認ください。

以上



第16回 諸国往来市 出店申込書

令和 年 月 日

日本橋・京橋まつり実行委員会事務局 行

☐ 私は、別紙募集要項記載の出店要項を了承の上、下記により申し込みます。
(チェック)

(フリガナ) 申込 企業名・団体名		電話 () -
(フリガナ) 所 在 地	〒	FAX () -
(フリガナ) 代 表 者 名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生
(フリガナ) 出店責任者名		携帯電話 (ご担当者様) () -
ご 担 当 者 様 メー ル ア ド レ ス		
都道府県/市町村名	希望テント数	張
ブース名 (アンテナショップ名)		
販売予定品目 (空白に内容をご記載ください。)		
その他 (出店企業とご担当者様の所属が異なる場合など、ご記入ください)		

- ・ 申込書に必要事項をご記載した後、令和6年6月28日 (金) 必着でFAX又はメールにてご返信下さい。
(eメールにてお送りいただく際は、本ページのみで結構です)
- ・ 返信先: **FAX 03-3447-6868 e-mail nikkyo_matsuri@office-neat.co.jp**
- ・ 多数の応募があった場合は抽選を行い、出店者様を決定します。
- ・ 出店の可否に関しましては、令和6年7月19日ごろまでに担当者より御連絡申し上げます。
- ・ お申込書に記載いただいた個人情報は「第16回諸国往来市」運営の目的のみ利用します。

日本橋・京橋まつり実行委員会事務局 殿

誓 約 書

私は、第16回諸国往来市(第51回日本橋・京橋まつり内)にブースを出店するにあたり、主催者が決めた規則に従い、イベント中万が一自ら出店した物が原因による事故等が発生した場合や不慮の事故、疾患、会場内事故なども自分の責任とし、主催者日本橋・京橋まつり実行委員会に一切の責任を問いません。

令和 年 月 日

出店者代表者氏名 印

※必ず捺印をお願いします。